

令和4年 11月8日

瀬戸市社会福祉協議会職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、瀬戸市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が運用するインスタグラムアカウント(以下、「当アカウント」という。)を開設する。当アカウントを通じて情報発信を行うに当たり、次のとおり運用ポリシーを定める。

## 1.運用するソーシャルメディアの種類

インスタグラム

## 2.アカウント情報等

(1)ユーザーネーム: seto.shakyo(名前:瀬戸市社会福祉協議会)

(2)URL:<https://www.instagram.com/seto.shakyo/>

(3)運用管理者:瀬戸市社会福祉協議会事務局長

## 3.投稿の目的

本会に関する文章、写真、動画を発信し、幅広い年齢層の市民へ本会の情報をお届けする。

## 4.発信する主な内容

(1)本会に関する情報(事業や行事、会館案内等)

(2)瀬戸市内の地域福祉に関する情報

(3)その他、運用管理者が適当と認める情報とする。

## 5.投稿等への回答及びフォローを受けた際の対応

返信機能(以下、「リプライ」という。)やダイレクトメッセージ機能を利用した意見要望に対しては、原則として回答しない。フォロー(他アカウントとつながる行為)を受けた場合は、原則としてブロック(拒否)しないものとするが、次の各号に該当すると認める場合は、この限りでない。

(1)当アカウントの運営に対して明らかな妨害行為と認められるもの

(2)広報宣伝や詐欺等を目的とした悪質なスパムアカウントと認められるもの

(3)その他ブロックすることが適当であると運用管理者が認めるもの

## 6.他のアカウントに対するフォロー等

当アカウントから他のアカウントへの対応については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)当アカウントからは、原則リプライ、アクション(いいね!）、ダイレクトメッセージをしないものとする。ただし、公式アカウントの確認がとれる団体等が運用するアカウントである場合、投稿者へのお礼等としてのリプライ、アクションや、ダイレクトメッセージが必要であると認められる場合に関しては、この限りでない。

(2)当アカウントからは、原則フォローをしないものとする。ただし、公式アカウントの確認がとれる団体等の運用するアカウントに対しては、この限りでない。

## 7.不適切な返信等への対応

次の各号に該当するリプライ等があったときは、投稿者を予告なくブロックまたは非表示とする場合があるものとする。

- (1)公序良俗、法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの
- (2)特定の個人・団体などを誹謗中傷するもの
- (3)政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、肖像権等本会または第三者の知的財産権を侵害する恐れがあるもの
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6)人権・思想・信条等の差別または差別を助長させる恐れのあるもの
- (7)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる恐れのあるもの
- (8)その他アカウント運用者が不適切と判断するもの

## 8.免責事項

- (1)当アカウントに掲載されている情報を用いて利用者が行う一切の行為については、本会は何ら責任を負わないものとする。
- (2)利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも本会は一切の責任を負わないものとする。
- (3)利用者が投稿した内容について本会は一切の責任を負わないものとする。

## 9.アカウントの停止または削除

次の各号に該当する場合は、事前に通知することなく、当アカウントの停止または削除を行うものとする。

- (1)システム障害、保守等により当アカウントの運用を停止する場合
- (2)Instagramの仕様変更に伴い、当アカウントの運用が困難となった場合
- (3)その他アカウントの運用が困難と判断される場合

## 10.その他運用上の注意事項

当アカウントの運営に係る関係法令等及び諸規定、インスタグラム利用規約を遵守し、本運用ポリシーに定めがない事項については、運用管理者が適切に判断を行うものとする。